

さいたま市告示第1778号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和4年12月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 与野本町駅ビル

所 在 地 さいたま市中央区本町東二丁目121-1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ジェイアール東日本都市開発

代 表 者 代表取締役 根本 英紀

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 出口 秀巳

(変更後) 根本 英紀

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別表「小売業者一覧表（変更前）」参照（3社）

(変更後) 別表「小売業者一覧表（変更後）」参照（3社）

(4) 変更の年月日

ア 令和4年6月24日

イ 別表「小売業者一覧表（変更前）」及び「小売業者一覧表（変更後）」参照

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため。

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店、新規出店、代表者変更又は住所変更のため。

2 届出年月日

令和4年11月29日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和4年12月9日から令和5年4月10日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

(2) 中央区役所区民生活部総務課

住所 さいたま市中央区下落合5-7-10

電話 048(840)6013

FAX 048(840)6160

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和4年12月9日から令和5年4月10日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

- 小売業を行う者の退店
- 小売業を行う者の氏名又は名称の変更
- 小売業を行う者の代表者氏名変更
- 小売業を行う者の住所変更

別表

小売業者一覧表（変更前）

No	小売業者の名称	代表者氏名	住所	主として販売する物品	変更内容	変更日
1	株式会社与野フードセンター	代表取締役 正野 三郎	埼玉県与野市下落合 1027	スーパー		
2	フードバンストア株式会社	代表取締役 舟橋 重明	愛知県名古屋市瑞穂区松園町 1-50	食料品	退店	平成 22 年 3 月 31 日
3	株式会社げんかい	代表取締役 射場 秀雄	埼玉県浦和市原山 2-25-20	食料品	退店	平成 22 年 3 月 31 日

- 小売業を行う者の出店
- 小売業を行う者の氏名又は名称の変更
- 小売業を行う者の代表者氏名変更
- 小売業を行う者の住所変更

小売業者一覧表（変更後）

No	小売業者の名称	代表者氏名	住所	主として販売する物品	変更内容	変更日
1	株式会社与野フードセンター	代表取締役 宮崎 和美	埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1 0 2 7 番地	スーパー	代表者氏名変更	令和 4 年 8 月 1 日
					住所修正	令和 4 年 9 月 21 日
2	株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号	生活雑貨	新規出店	平成 30 年 6 月 8 日
3	株式会社マツモトキヨシ	代表取締役 松本 貴志	千葉県松戸市新松戸東 9 番地 1	医薬品	新規出店	平成 23 年 4 月 29 日